

永平寺町
第3次障がい者基本計画・
第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画



平成30年3月
永平寺町

ごあいさつ

「障がいのある人もない人も、 ともに心つながる「互近助」のまち」をめざして

平成 30 年開催の福井しあわせ国体・福井しあわせ元気大会をはじめ、2020 年には東京でオリンピックとパラリンピックが開催されるなど、関係団体による準備が進められています。近年、パラリンピックは、障がいのあるアスリートによる競技スポーツへと発展し、障がいのある人たちが社会で活躍するシンボルとして認知されています。その姿は、私たちに感動を与えるほか、障害に対する理解の醸成や障がいのある人の社会参加の推進に寄与しているところです。



この度策定しました「永平寺町第3次障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」は、平成 29 年 4 月からスタートした「第二次永平寺町総合振興計画」と一体的な推進を図るとともに、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」等の国の障害者制度の動向を踏まえ、町における障害者施策全般に関わる理念、基本方針、具体的なサービス目標となる計画となっています。

前回の計画以降、障害者総合支援法や児童福祉法が改正され、障がいのある人の望む生活支援や、多様化する障害児支援へのきめ細かな対応等、新たなサービスの創設やこれまでの障害福祉サービスの範囲の拡充などが進められ、今後は、障がいのある人が健康で文化的な生活ができるよう配慮が求められています。

従来からの障害福祉サービスの充実はもとより、特に障がいのある人の一人ひとりが不安なく地域の中で暮らしていけるような環境整備や、自らの能力を活かすことのできる就労支援やスポーツ・文化活動への支援を効果的に行うとともに、個々の障害の背景も捉えながら支援していくことが必要となっています。

このためには、今後、行政の福祉部門だけでなく、医療や教育、労働等の関係機関が一体となって支援する体制を早急に充実する一方、福祉と医療のどちらにも精通した総合窓口相談体制など、切れ目のない一貫した支援の整備に取り組んでまいります。

すべての町民一人ひとりが優しさで助け合いの中で暮らすことができる「障がいのある人もない人も、ともに心つながる「互近助」のまち えいへいじ」をめざして、さらに福祉施策の充実を図ってまいりますので、皆様の一層のご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました永平寺町障害者基本計画等策定委員の皆様をはじめ、ご意見、ご提案をいただきました町民の皆様、ならびに関係各位に心からお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

永平寺町長

河合 永充

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象者.....	3
5 障がいのある人に関する法制度の動向.....	4
第2章 障がいのある人を取り巻く状況.....	7
1 永平寺町の人口の状況.....	7
2 障がいのある人を取り巻く状況.....	8
3 アンケート調査結果からみる現状.....	12
4 団体ヒアリング調査結果からみる現状.....	21
5 障害福祉サービスの進捗状況.....	23
6 課題の整理.....	32
第3章 計画の基本的な考え方.....	34
1 基本理念.....	34
2 基本目標.....	35
3 連携施策の取り組み.....	36
4 施策の体系.....	37
第4章 計画の推進体制.....	38
1 計画の推進体制.....	38
2 計画の推進主体とその役割.....	38
3 計画の評価・見直し.....	38
第5章 障がい者基本計画.....	39
1 地域で誰もがいきいきと生活ができるように支援する.....	39
2 地域共生社会の実現に向けた自立生活支援.....	49
3 暮らしやすい生活環境の整備.....	56
第6章 障がい福祉計画.....	59
1 平成32(2020)年度の目標値の設定.....	59
2 障害福祉サービスに関する活動指標.....	62
3 地域生活支援事業.....	66
第7章 障がい児福祉計画.....	73
1 平成32(2020)年度の目標値の設定.....	73
2 障害児福祉サービスに関する活動指標.....	74
資料編.....	76

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

本町では平成 18 年に「障害福祉計画」を、平成 19 年に「障害者基本計画」を策定し、さまざまな障害福祉サービスの取り組みを進めてきました。平成 25 年 3 月には、国の法改正の動向や本町における施策の課題などを踏まえ、改めて「障害者基本計画」の策定を行い、「障がいのある人が、住み慣れた永平寺町で自立しながら、地域社会へ積極的に参加できる住みやすいまちづくり」の実現に向け、ノーマライゼーションの理念のもと、協働の地域社会づくりに取り組んできました。

この間、国においては平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」の批准とそれを契機とした国内法の整備や改正が行われ、障害者支援に関する制度や施策の考え方は近年大きく変化しています。平成 23 年の「障害者基本法」の大幅な改正においては、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という理念が掲げられ、障害者支援に関連する法律のすべてに通じる基本目標とされました。また、障がい者の定義についても、「個人の機能障害に原因があるもの」と考える「医療モデル」から、「社会的障壁」による日常生活や社会生活に制限を受けることを問題にする「社会モデル」に大きく転換し、共生社会の実現は社会全体の課題であることが示されています。さらに、平成 23 年の「障害者虐待防止法」、平成 24 年の「障害者総合支援法」（障害者自立支援法の改正法）、平成 25 年の「障害者差別解消法」の制定や、「障害者雇用促進法」の改正など、共生社会の実現に向けた障がいのある人の権利擁護、生活支援、差別解消、就労などの幅広い分野で法整備が進んでいます。

一方で地域社会に目を向ければ、ノーマライゼーションの理念のもとで、障がいのある人もない人もともに暮らし活動できる社会の実現にはまだ多くの課題が残されています。「障がいのある人が、住み慣れた永平寺町で自立しながら、地域社会へ積極的に参加できる住みやすいまちづくり」の実現に向け、国や県の動向、本町の現状、施策の課題を踏まえ、「永平寺町第 3 次障がい者基本計画・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画」（以下、本計画という。）を策定します。

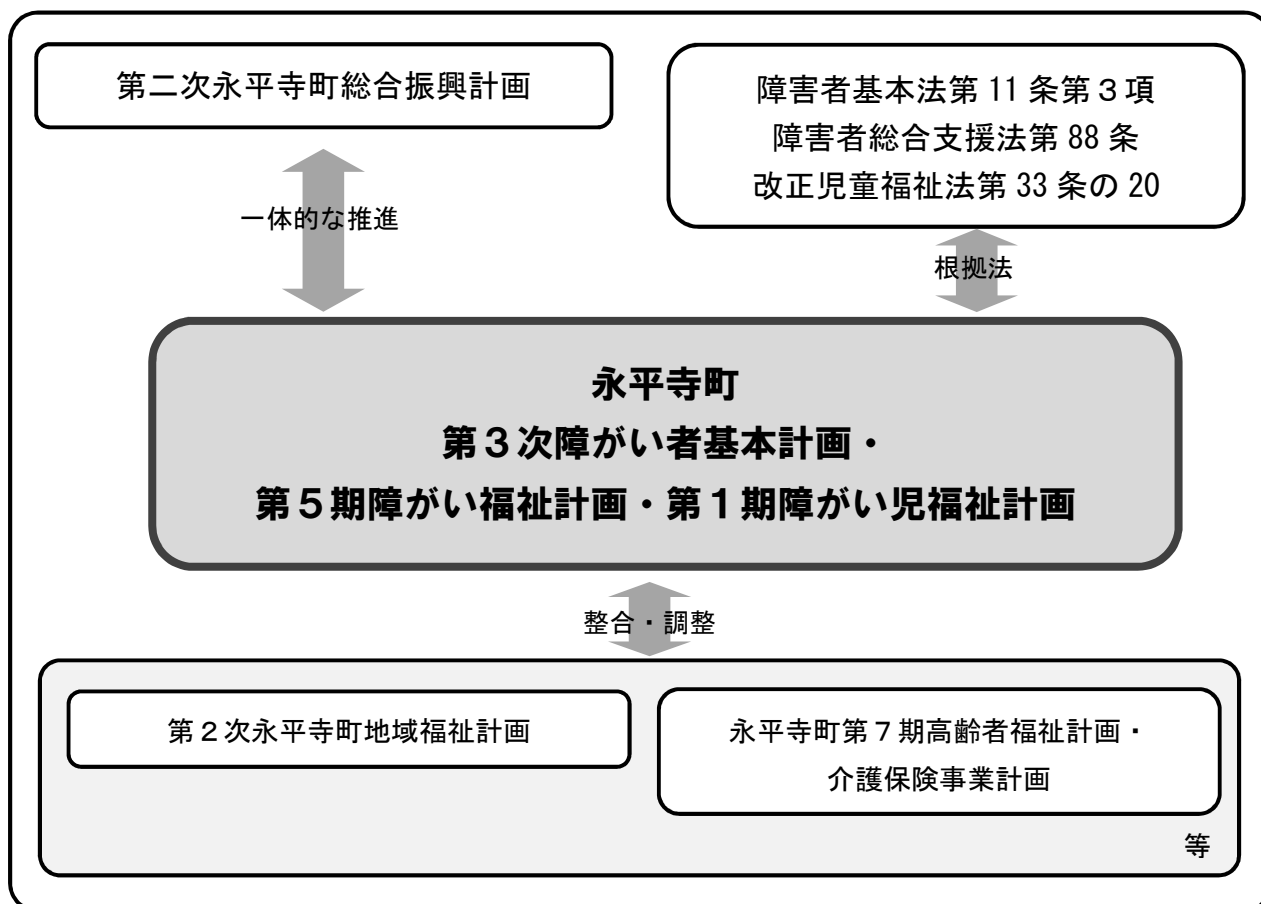
2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）として位置づけられるものであり、本町における障害福祉施策の最も基本的な理念と取り組みの指針を明らかにするものです。

同時に本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「永平寺町第5期障がい福祉計画」、および改正児童福祉法第33条の20（平成30年4月施行）に基づく「永平寺町第1期障がい児福祉計画」として、本町における障害福祉サービスおよび障害児通所支援などの充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示すものであり、これら3つの計画を一体的に策定したものと なっています。

本計画の策定にあたっては、本町のまちづくりの総合的な指針となる「第二次永平寺町総合振興計画」と一体的に推進するとともに、国や県の関連計画を踏まえ、策定します。

■本計画の位置づけのイメージ



3 計画の期間

「永平寺町第3次障がい者基本計画」の期間は、平成30年度から平成34（2022）年度の5年間です。ただし、「永平寺町第5期障がい福祉計画」「永平寺町第1期障がい児福祉計画」については、平成30年度から平成32（2020）年度までの3年間が計画期間となっており、目標年次終了後に改訂を行い、平成33（2021）年度からの新たな計画を策定します。

■計画の期間

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
永平寺町 障がい者 基本計画	第2次計画					第3次計画				
永平寺町 障がい福祉 計画	第3期計画		第4期計画			第5期計画				
永平寺町 障がい児 福祉計画						第1期計画				

4 計画の対象者

本計画における「障がい者」や「障がいのある人」という用語については、障害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。なお、このほか難病患者や高次脳機能障害などについても広く「障がい者」「障がいのある人」として捉えることとします。

また、本計画がめざす地域社会の実現のためには、地域住民の理解と協力が必要であることから、全住民を計画の対象とします。

5 障がいのある人に関する法制度の動向

障害福祉の関連法の成立や制度の改正が続いており、障がいのある人に関する法制度は大きく変化しているため、関連法や施策の動向を示します。

(1) 法制度の主な動向

年	主な動き
平成 18 年	「障害者自立支援法」の施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> ・身体、知的、精神の3障害のサービスを一元化 ・応能負担から応益負担へ 国連総会で「障害者権利条約」を採択（12月）
平成 19 年	日本が「障害者権利条約」に署名（9月）
平成 21 年	「障害者雇用促進法」の改正・施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を拡大
平成 23 年	「障害者基本法」の改正・施行（8月） <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、教育・選挙における配慮を規定
平成 24 年	「児童福祉法」の改正・施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児を対象とした施策・事業が児童福祉法に一本化 「障害者虐待防止法」の施行（10月） <ul style="list-style-type: none"> ・通報義務、立入調査権を規定
平成 25 年	「障害者総合支援法」の一部施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 国において「障害者基本計画（第3次）」策定（9月） <ul style="list-style-type: none"> ・基本原則の見直し、障がい者の自己決定の尊重を明記 ・計画期間の短縮
平成 26 年	「障害者総合支援法」の改正・施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 日本が「障害者権利条約」を批准（1月）
平成 28 年	「障害者差別解消法」の施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、差別解消の取り組みの義務化 「改正障害者雇用促進法」の施行（4月）（一部、平成30年4月施行予定） <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 「成年後見制度利用促進法」の施行（5月） <ul style="list-style-type: none"> ・利用促進会議などの設置、利用促進に関する施策 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行（8月） <ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない支援、家族などへの支援、地域の支援体制構築
平成 30 年	「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部施行（4月） <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の望む地域生活の支援、多様化する障害児支援のニーズへのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

(2) 第5期障がい福祉計画（国）に係る基本指針の見直し

平成28年5月に改正された「障害者総合支援法」「児童福祉法」では、障がいのある人の望む生活支援や、多様化する障害児支援のニーズへのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備などが示され、新たなサービスの創設やこれまでの障害福祉サービスの範囲の拡充などが進められることとなっています。

また、法改正に伴い「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」が行われ、新たな成果指標の設定などが示されています。

今後の本町の障害者福祉の方向性を見極めるうえで、これまで以上に国の法制度との連動と連携を図り、その支援施策を積極的に取り込み、計画を策定します。

■国の基本指針の概要

① 地域における生活の維持および継続の推進

→自立生活援助（円滑な地域生活に向けた相談や助言などを行うサービス）や基幹相談支援センターの有効活用、主任相談支援専門員の確保などの推進

② 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

→精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、福祉ニーズを地域でカバーする

③ 就労定着に向けた支援

→就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整などの支援を行う「就労定着支援」と、一般就労への移行の促進

④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

→障害児福祉計画の策定の義務化

ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援などと連携した支援体制の構築

⑤ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

→高齢者・障がい者・児童などの福祉サービスの相互または一体的な利用の促進

⑥ 発達障害支援の一層の充実

→発達障害者支援地域協議会の設置

可能な限り身近な場所で必要な支援を受けられるような適切な配慮

(3) 障害福祉に係る県の計画・条例

平成 30 年度より施行予定の「障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」では、共生社会の実現をめざし、障がい者への差別禁止と自立および社会参加の支援などに向けた施策の基本となる事項が定められます。

この条例では、県の責務、市町や県民、事業者の役割も定められているため、「障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」と本計画が連動することで、県や他の市町、事業者と連携しながら、総合的に障害福祉に取り組むことをめざします。

また福井県では、既に「福井県福祉のまちづくり条例」が定められており、障がい者や高齢者の活動を妨げる物理的、心理的な障壁を取り除く、共生のまちづくりの取り組みが進められています。

これらの障害福祉に係る福井県の条例とも連携を図り、施策の推進に努めます。

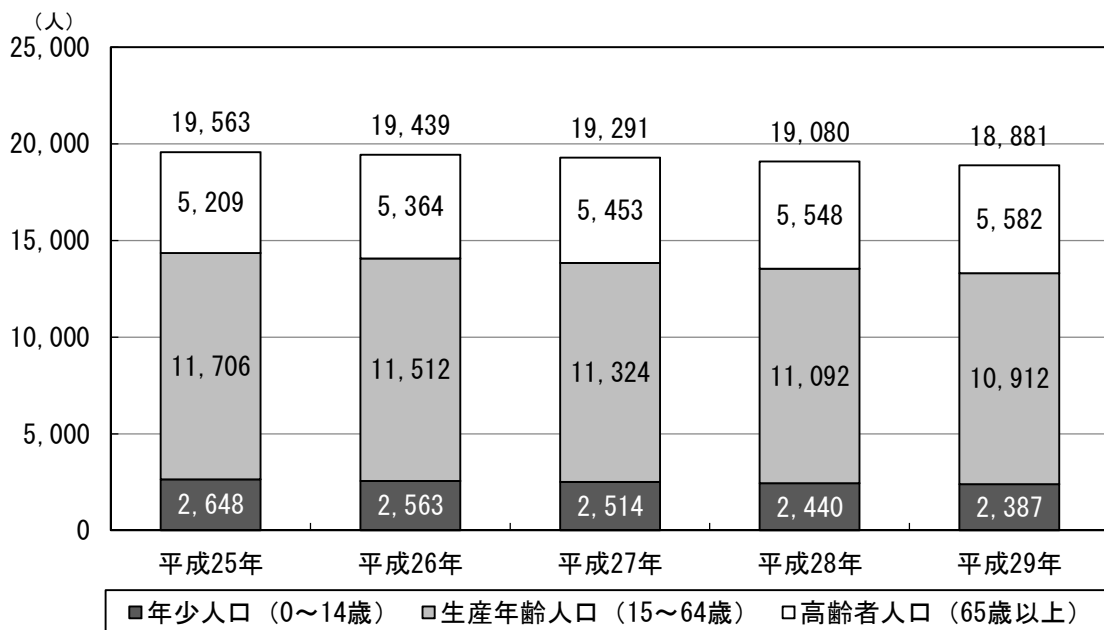
第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 永平寺町の人口の状況

(1) 人口の推移

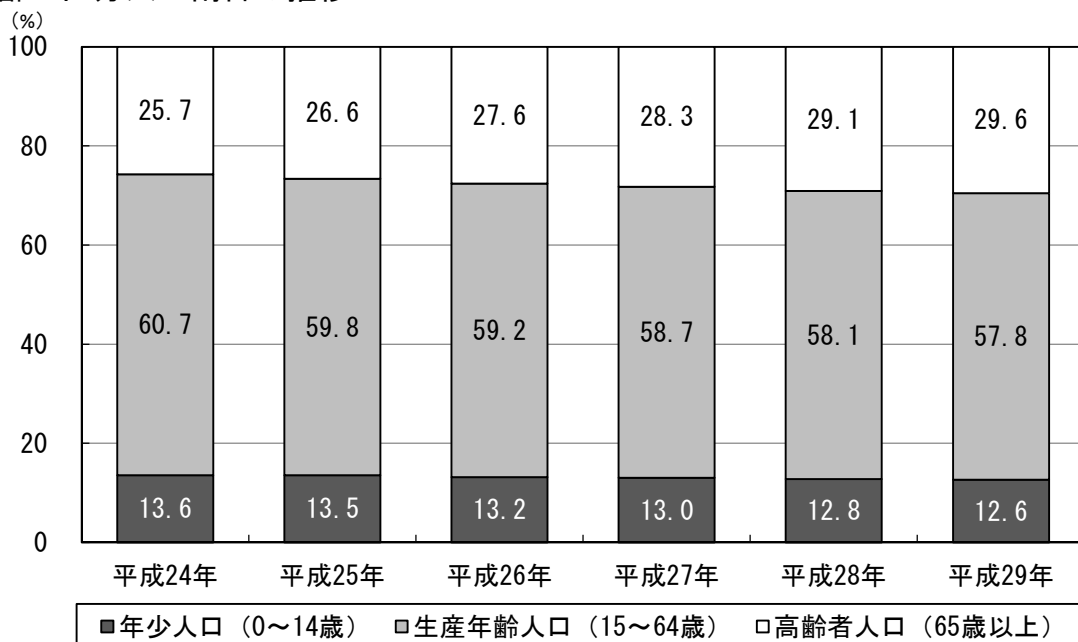
本町の総人口は減少傾向が続いています。また、年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）は減少していますが、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、高齢者人口が多い少子高齢の傾向がみられます。

■ 年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 年齢3区分人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

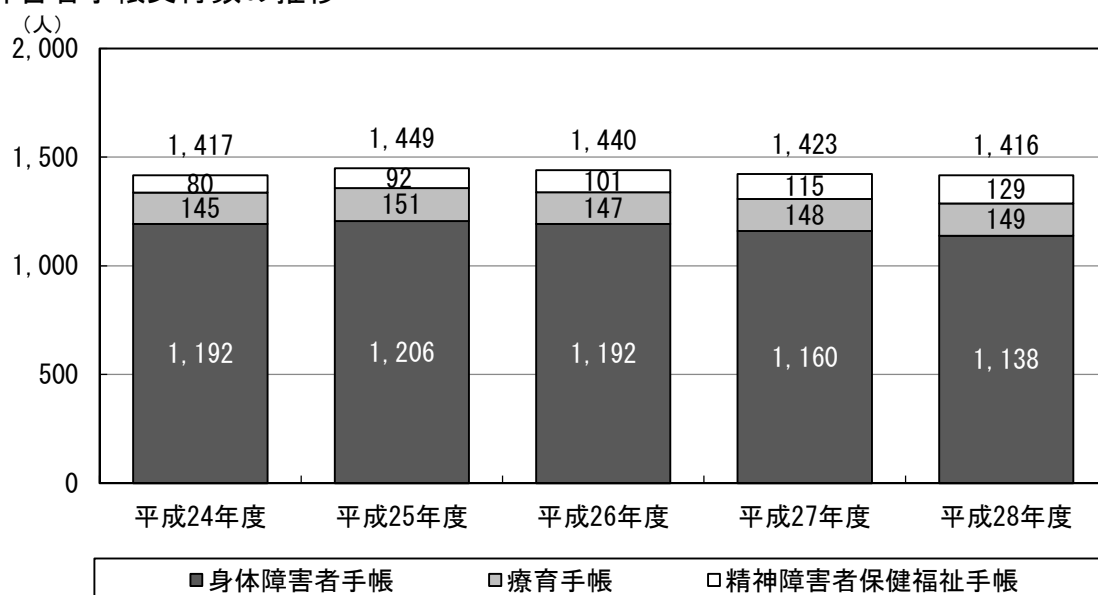
2 障がいのある人を取り巻く状況

(1) 障害者手帳交付数の推移

本町の障害者手帳交付数をみると、精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加しており、身体障害者手帳所持者が平成25年度から平成28年度にかけて減少しています。

平成24年度から平成28年度にかけての変動をみると、身体障害者手帳所持者数は54人(4.5%)減少、療育手帳所持者数は4人(2.8%)増加、精神障害者保健福祉手帳所持者数は49人(61.3%)増加しており、増加率では特に精神障害者保健福祉手帳所持者数が著しく高くなっています。

■障害者手帳交付数の推移



資料：福祉保健課

■障害者手帳所持者の状況

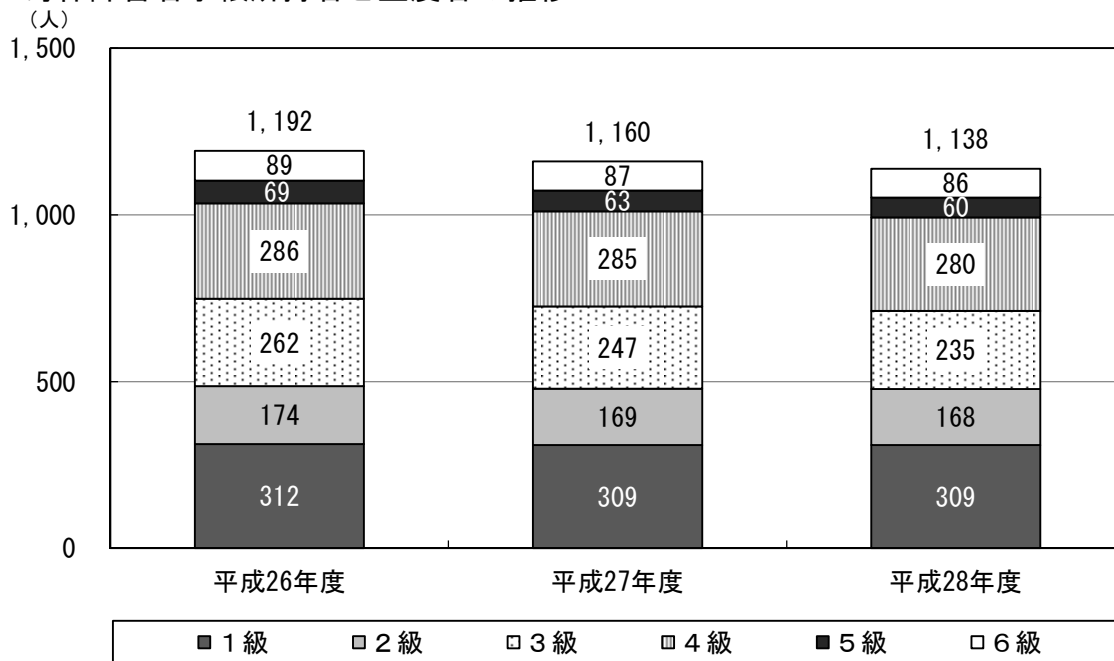
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総人口 (人)		19,753	19,563	19,439	19,291	19,080
身体障害者手帳	人数 (人)	1,192	1,206	1,192	1,160	1,138
	割合 (%)	84.1	83.2	82.8	81.5	80.4
療育手帳	人数 (人)	145	151	147	148	149
	割合 (%)	10.2	10.4	10.2	10.4	10.5
精神障害者 保健福祉手帳	人数 (人)	80	92	101	115	129
	割合 (%)	5.6	6.3	7.0	8.1	9.1
障害者手帳所持者総数 (人)		1,417	1,449	1,440	1,423	1,416
総人口に占める障害者 手帳所持者の割合 (%)		7.2	7.4	7.4	7.4	7.4

資料：福祉保健課

(2) 身体障害のある人の状況

本町の身体障害者手帳所持者数は減少傾向がみられます。障害の程度別にみると、平成26年度から平成28年度にかけていずれの等級も減少傾向がみられ、特に3級が27人(10.3%)減少しており、他の区分と比較して減少率が大きくなっています。

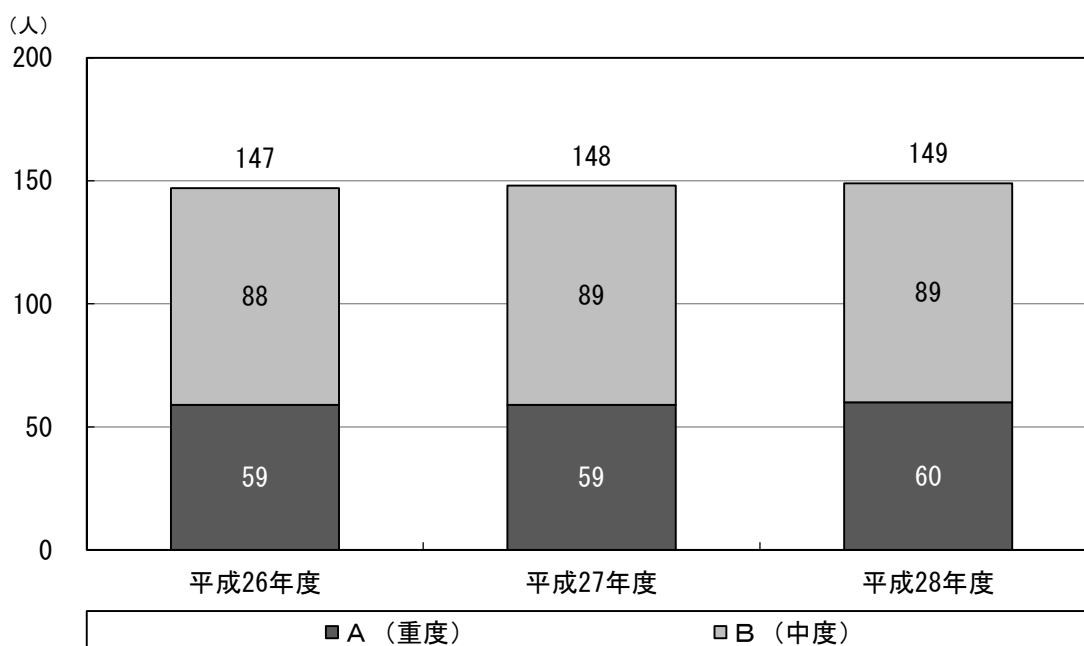
■身体障害者手帳所持者と重度者の推移



(3) 知的障害のある人の状況

本町の療育手帳所持者数は、横ばい傾向となっています。障害の程度別にみると、B(中度)の割合が高くなっています。また、A・Bの割合の変化はほとんどみられません。

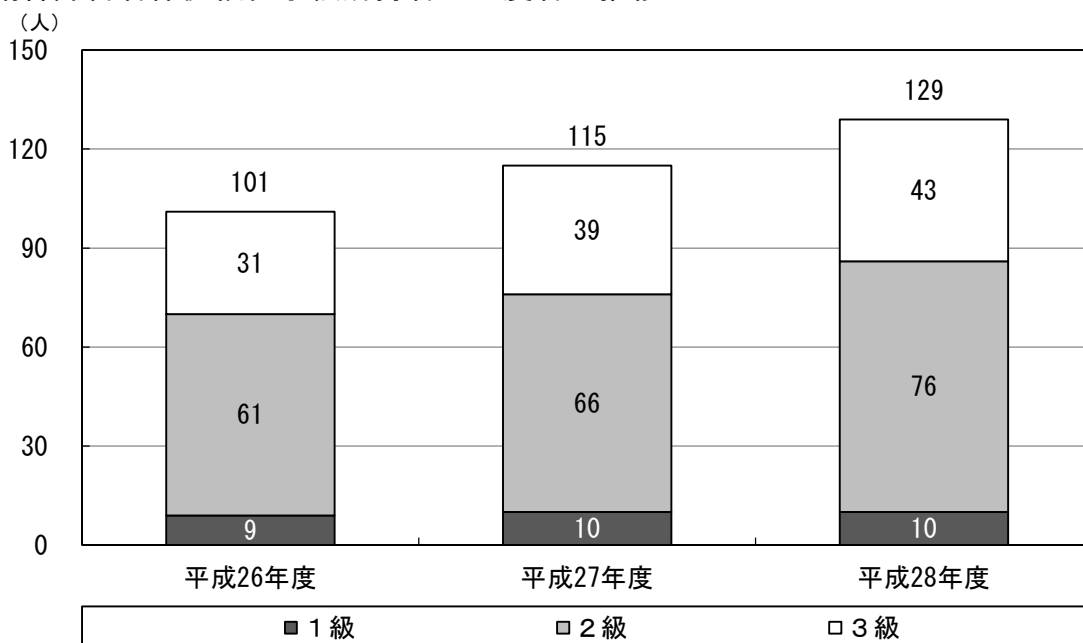
■療育手帳所持者と重度者の推移



(4) 精神障害のある人の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しています。障害の程度別にみると、いずれの等級も平成26年度から平成28年度にかけて増加傾向となっています。

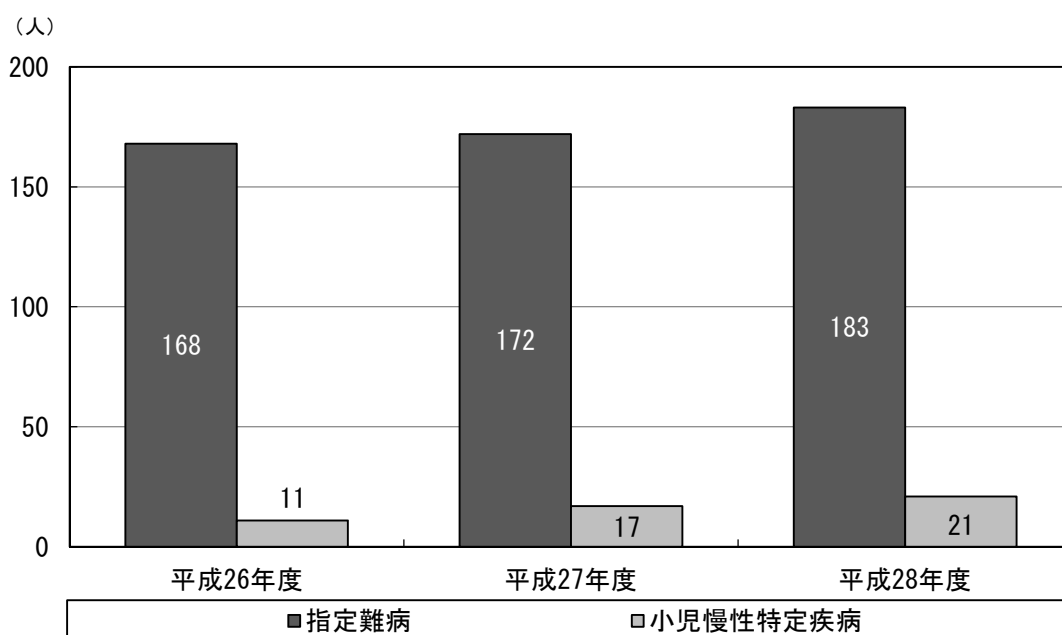
■精神障害者保健福祉手帳所持者と重度者の推移



(5) 指定難病および小児慢性特定疾病の受給者の状況

本町の指定難病医療受給者数・小児慢性特定疾病医療受給者数のどちらも、平成26年度から平成28年度にかけて増加傾向となっています。

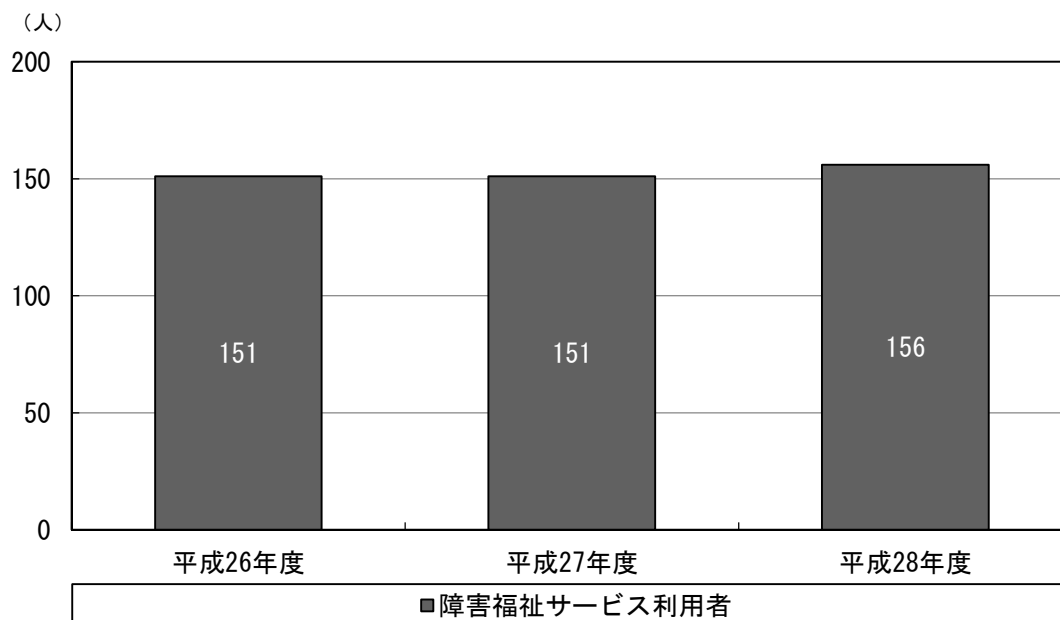
■指定難病および小児慢性特定疾病受給者証交付数の推移



(6) 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの利用者数

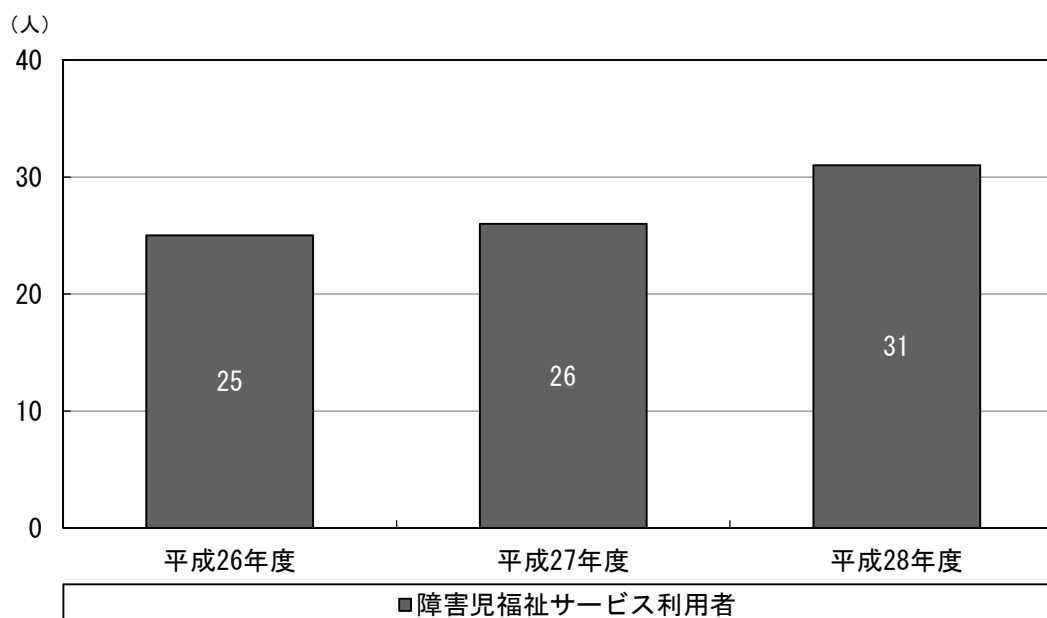
本町の障害福祉サービス・障害児福祉サービスの利用者数は、平成26年度から平成28年度にかけて増加傾向となっています。

■障害福祉サービスの利用者数の推移



資料：福祉保健課

■障害児福祉サービスの利用者数の推移



資料：福祉保健課

3 アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、障がいのある人の日常生活の状況や福祉サービスの利用状況、利用意向などに関するご意見やご要望を把握し、計画策定の基礎資料として障害者福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

- 調査地域 : 永平寺町全域
- 調査対象者 : 身体障害者手帳所持者
療育手帳所持者
精神障害者保健福祉手帳所持者
- 調査対象者数 : 1,175 人
- 調査期間 : 平成 29 年 7 月 3 日～7 月 21 日
- 調査方法 : 調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族など）
郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

■回収結果

調査票配布数	有効回収数	有効回収率
1,175 件	675 件	57.4%

グラフ・表の見方

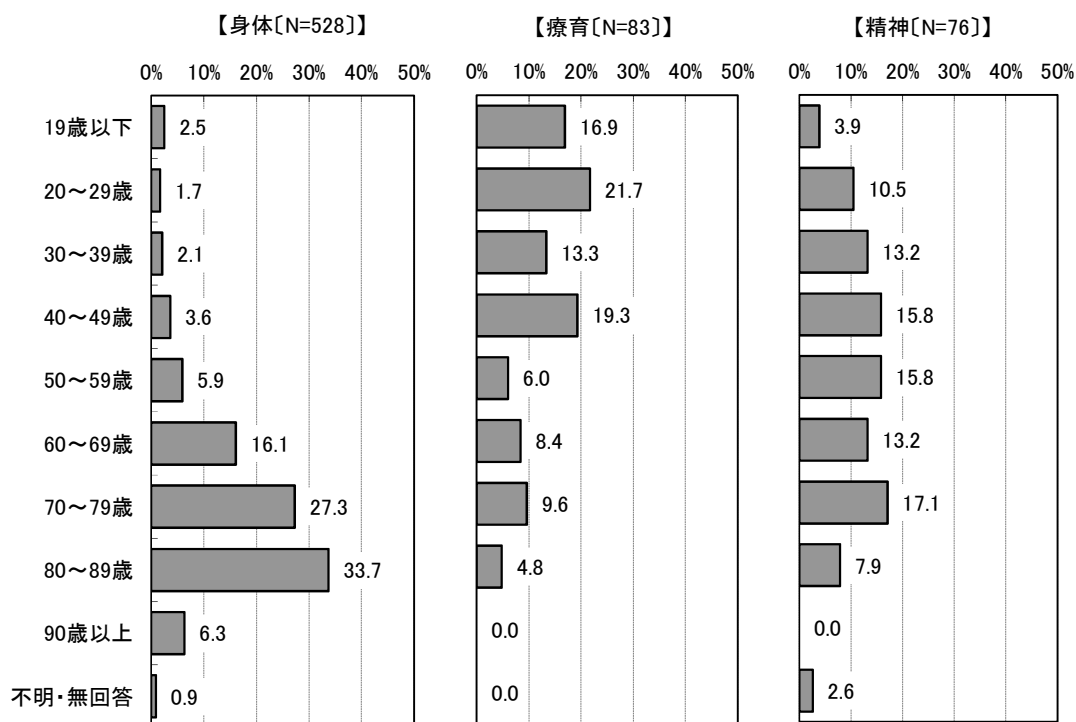
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても反映しています。
- それぞれの手帳所持者別にクロス集計をかけることで身体障害者手帳所持者【身体】・療育手帳所持者【療育】・精神障害者保健福祉手帳所持者【精神】を別々に集計しています。よって、重複手帳所持者がそれぞれに数えられ、集計されています。
- 複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

(2) 調査結果の概要

回答者の属性

○年齢について

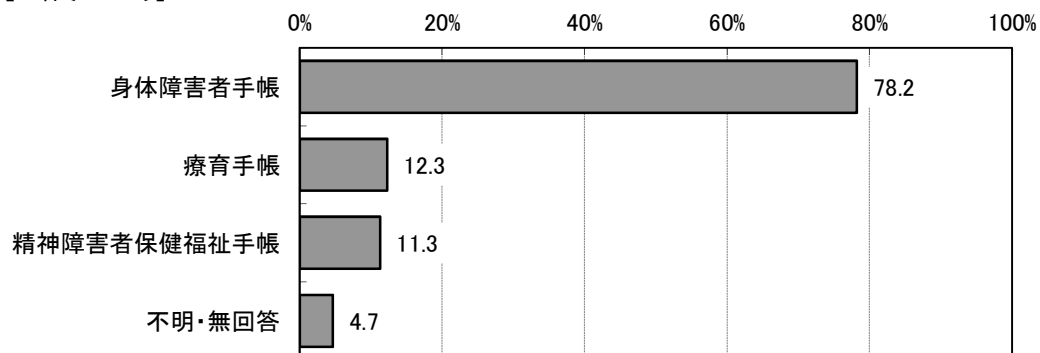
年齢についてみると、身体障害者手帳所持者では「80歳代」、療育手帳所持者では「20歳代」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「70歳代」が最も高くなっています。



○所持している障害者手帳について

手帳の種類についてみると、「身体障害者手帳」所持者では78.2%、「療育手帳」所持者では12.3%、「精神障害者保健福祉手帳」所持者では11.3%となっています。

【全体[N=675】

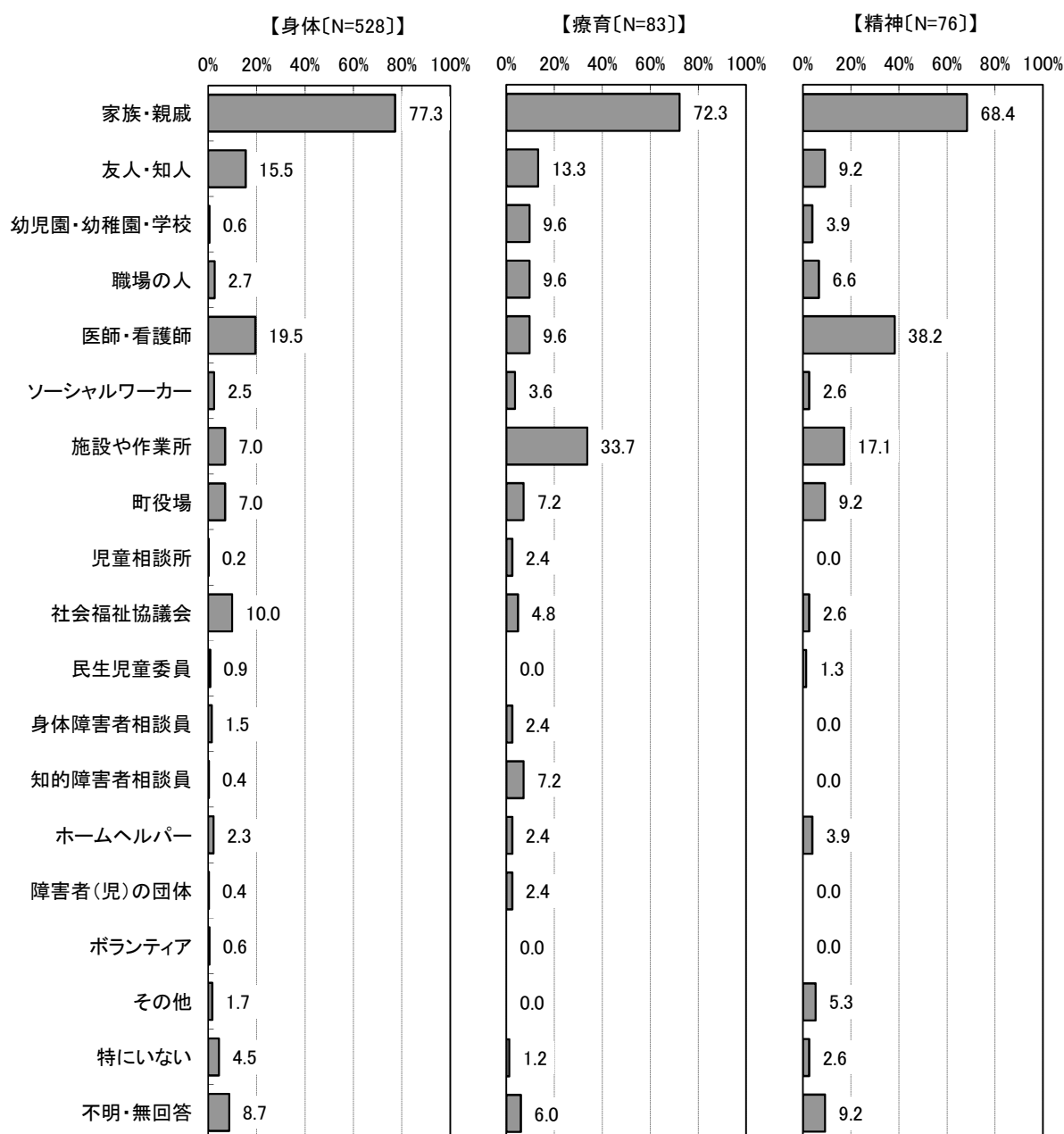


相談支援

○あなたが主に相談する相手について

主に相談する人についてみると、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者ともに「家族・親戚」がそれぞれ77.3%、72.3%、68.4%と最も高くなっています。

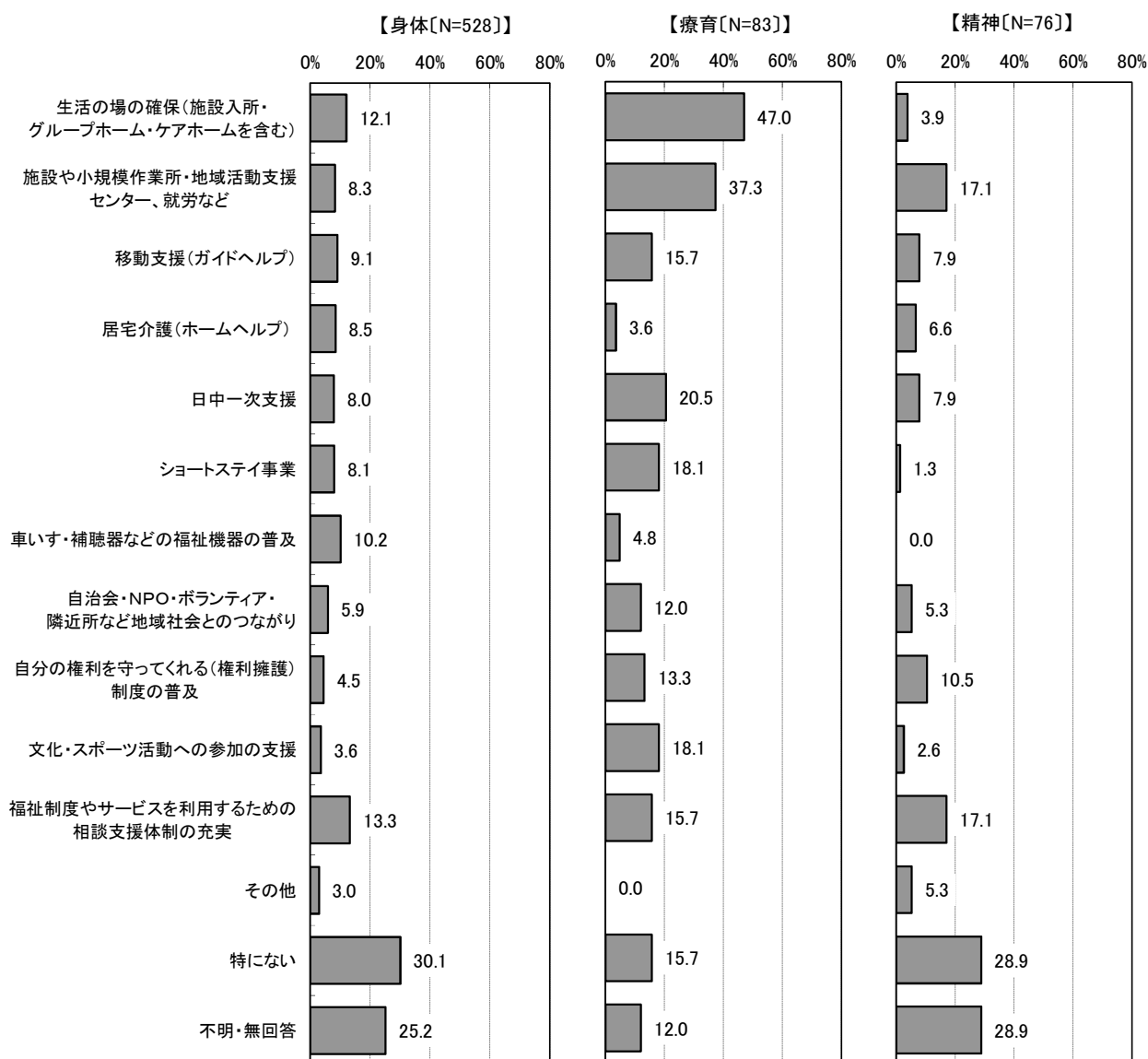
家族以外では、「友人」や「医師・看護師」、「施設や作業所」といった身近な相手や医療機関、福祉施設が高くなっている一方で、「児童相談所」「身体障害者相談員」「知的障害者相談員」「ボランティア」といった相談所や相談支援員、福祉ボランティアの支援については低くなっています。



生活支援

○毎日の生活を送るうえで、特に必要な支援制度・サービスについて

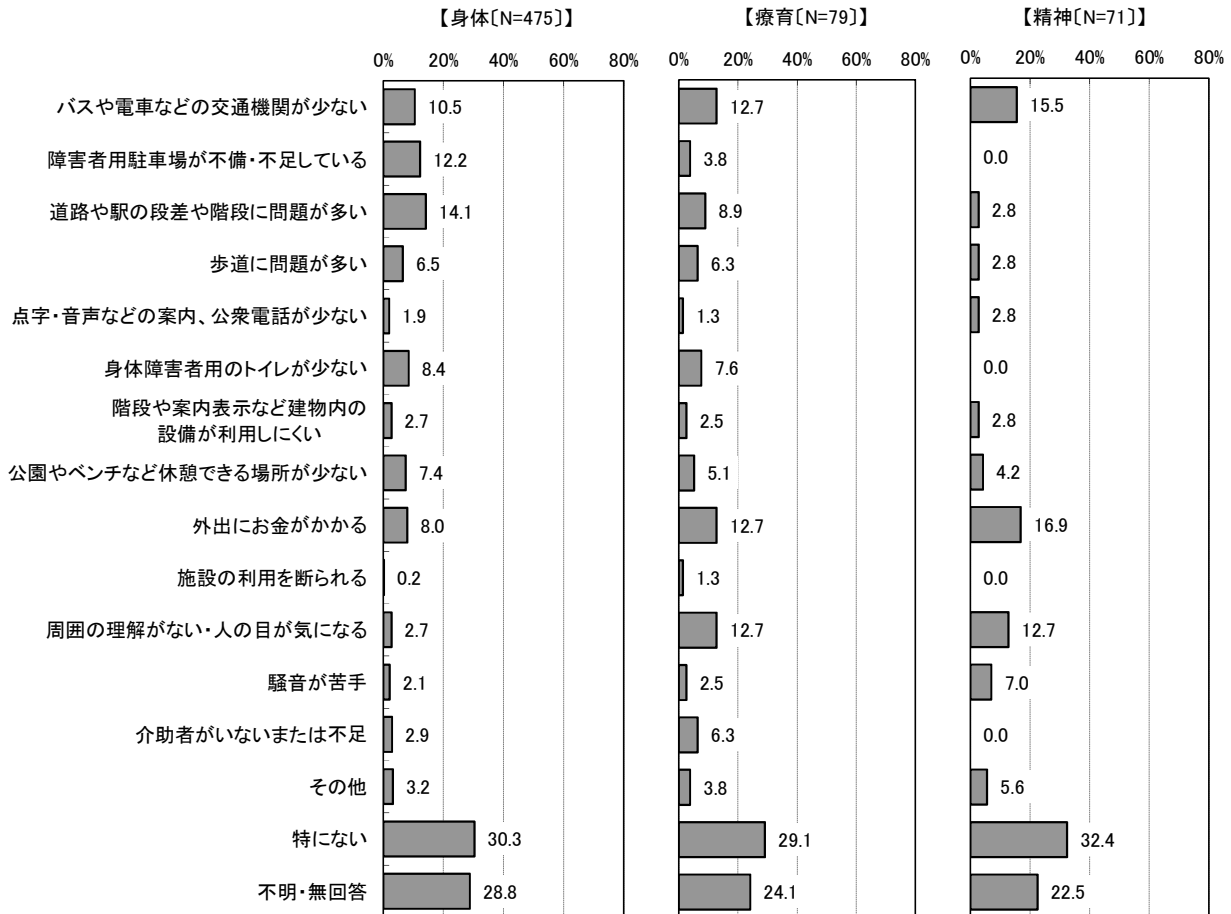
毎日の生活を送るうえで、特に必要な支援制度・サービスについてみると、「特にない」を除くと、身体障害者手帳所持者では「福祉制度やサービスを利用するための相談支援体制の充実」が13.3%、療育手帳所持者では「生活の場の確保（施設入所・グループホーム・ケアホームを含む）」が47.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「施設や小規模作業所・地域活動支援センター、就労など」「福祉制度やサービスを利用するための相談支援体制の充実」がそれぞれ17.1%と最も高くなっています。



外出支援

○外出する時に困っていることについて

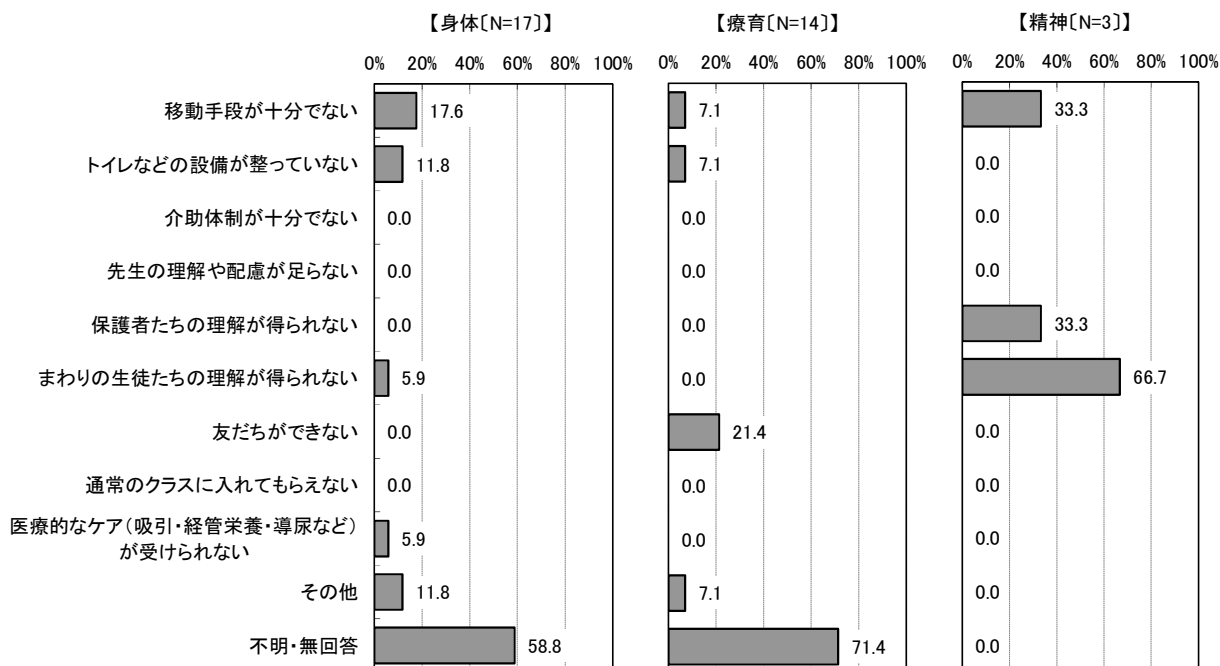
外出する時に困っていることについてみると、「特にない」を除くと、身体障害者手帳所持者では「道路や駅の段差や階段に問題が多い」が14.1%、療育手帳所持者では「バスや電車などの交通機関が少ない」「外出にお金がかかる」「周囲の理解がない・人の目が気になる」がそれぞれ12.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「外出にお金がかかる」が16.9%と最も高くなっています。



教育の状況

○通園・通学して困っていることについて

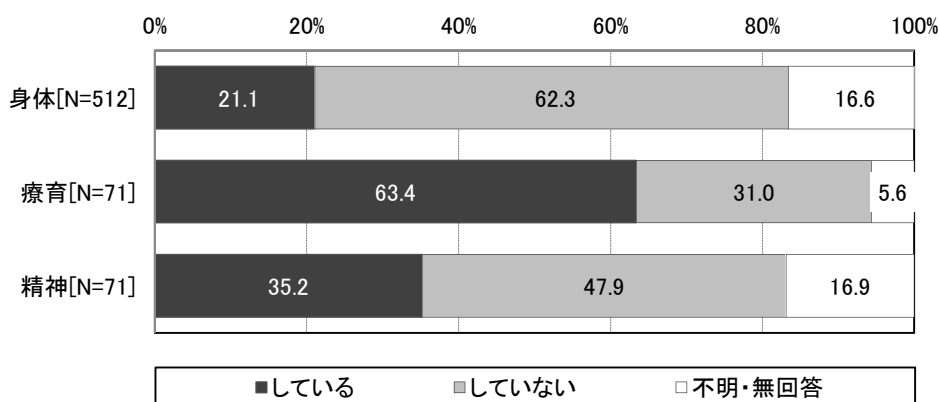
通園・通学して困っていることについてみると、身体障害者手帳所持者では「移動手段が十分でない」が17.6%、療育手帳所持者では「友だちができない」が21.4%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「まわりの生徒たちの理解が得られない」が66.7%と最も高くなっています。



就労の状況

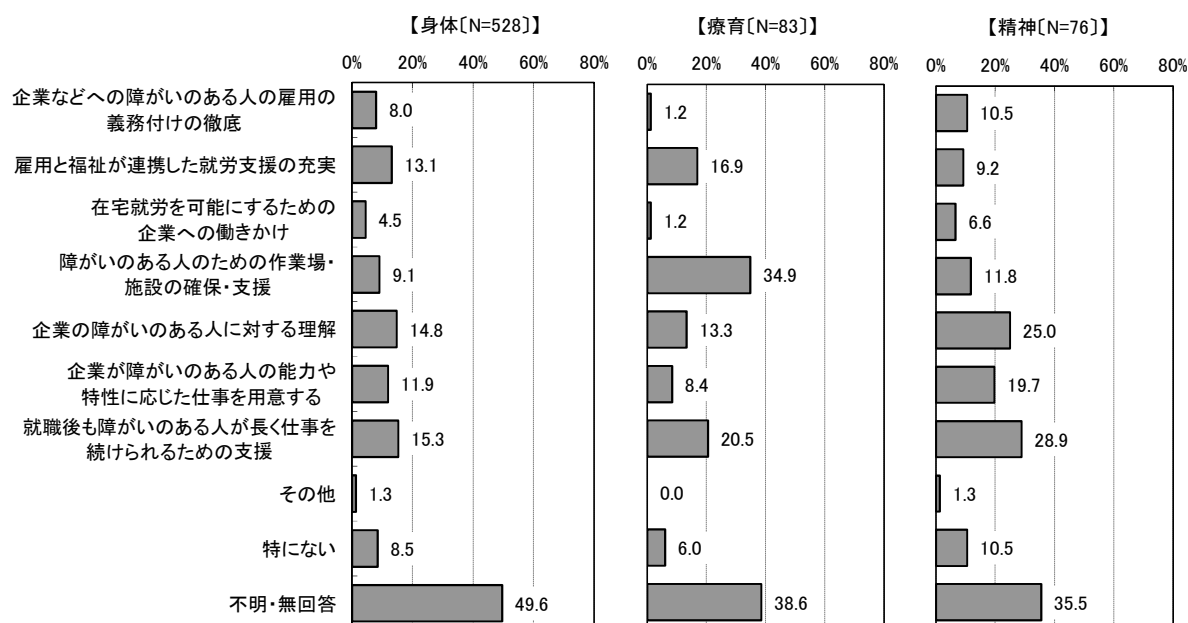
○仕事をしているかについて（福祉施設・作業所などでの就労も含む）※18歳以上

仕事をしているかについてみると、療育手帳所持者では「している」が63.4%と最も高くなっています。一方で、身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者では「していない」がそれぞれ62.3%、47.9%と最も高くなっています。



○障がいのある人の雇用・就業に関して必要な支援について

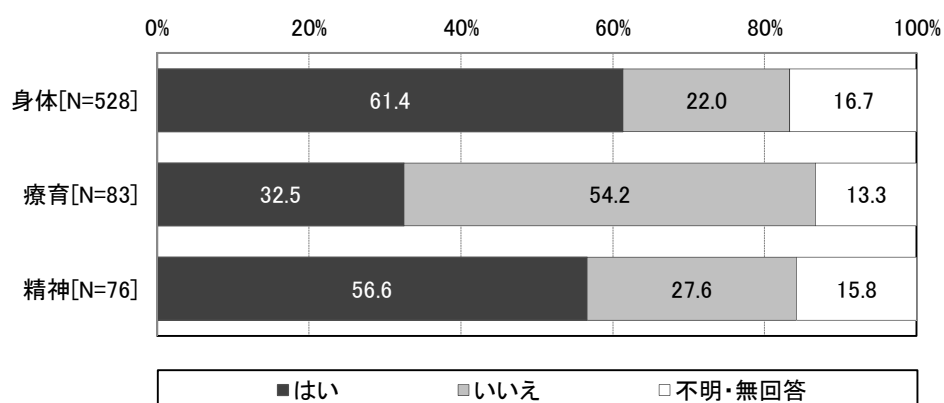
障がいのある人の雇用・就業に関して必要な支援についてみると、身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者では「就職後も障がいのある人が長く仕事を続けられるための支援」がそれぞれ 15.3%、28.9%、療育手帳所持者では「障がいのある人のための作業場・施設の確保・支援」が 34.9%と最も高くなっています。



安全・安心について

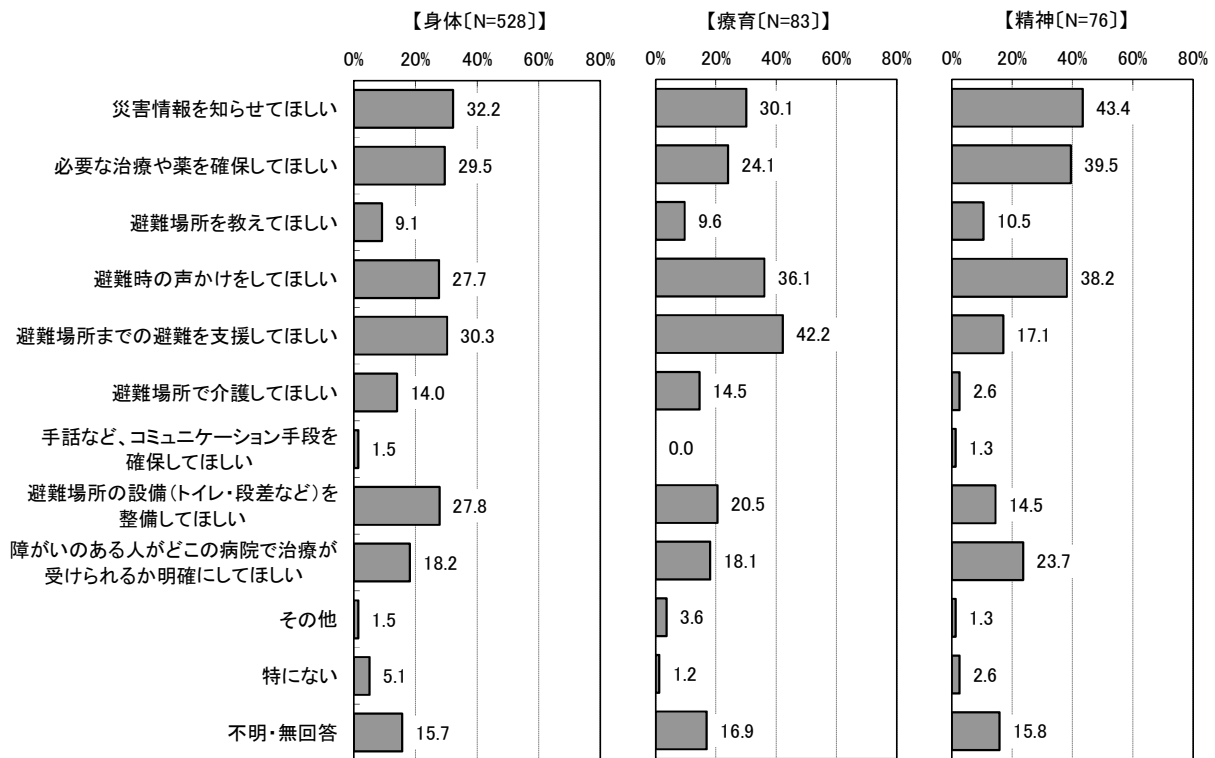
○火事や地震などの災害時に家族が不在の場合またはひとり暮らしの場合、近所になたを助けてくれる人がいるかについて

火事や地震などの災害時に家族が不在の場合またはひとり暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいるかについてみると、身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は「はい」が5割を超えています、療育手帳所持者では「いいえ」が5割を超えています。



○火事や地震などの災害時に支援してほしいことについて

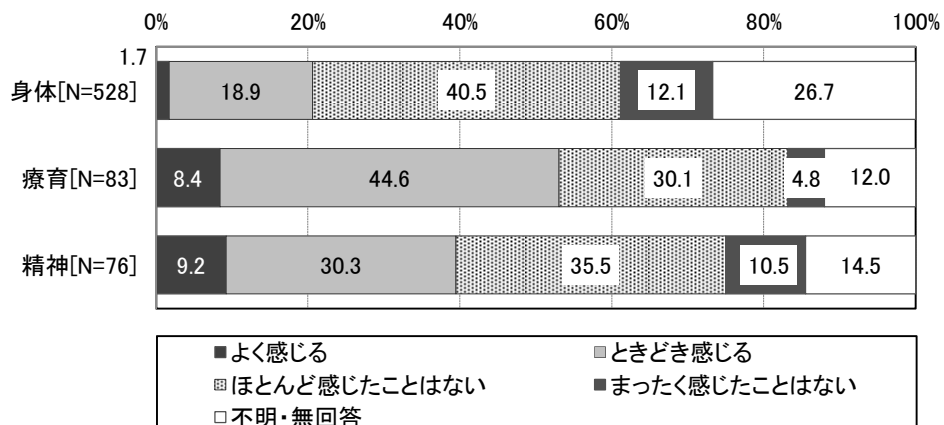
火事や地震などの災害時に支援してほしいことについてみると、身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者では「災害情報を知らせてほしい」がそれぞれ 32.2%、43.4%、療育手帳所持者では「避難場所までの避難を支援してほしい」が 42.2%と最も高くなっています。



障害への理解について

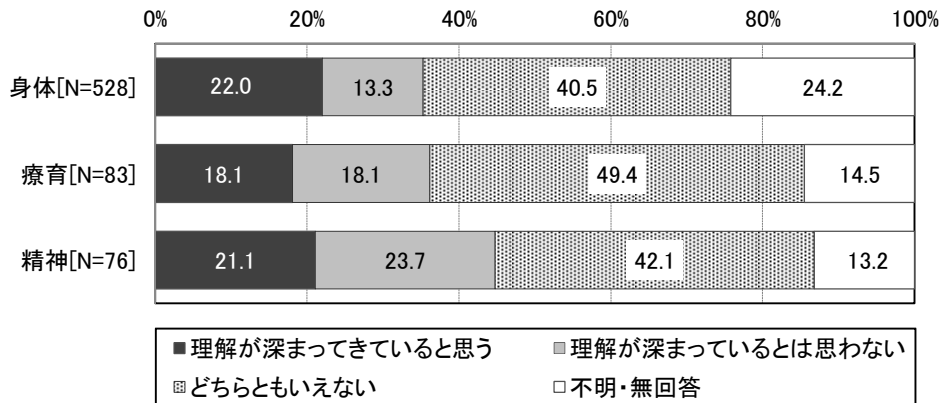
○日常生活における差別や偏見、疎外感について

日常生活の中で差別や偏見、疎外感を感じるかについてみると、身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者では「ほとんど感じたことはない」がそれぞれ 40.5%、35.5%、次いで「ときどき感じる」がそれぞれ 18.9%、30.3%となっています。療育手帳所持者では「ときどき感じる」が 44.6%、次いで「ほとんど感じたことはない」が 30.1%となっています。



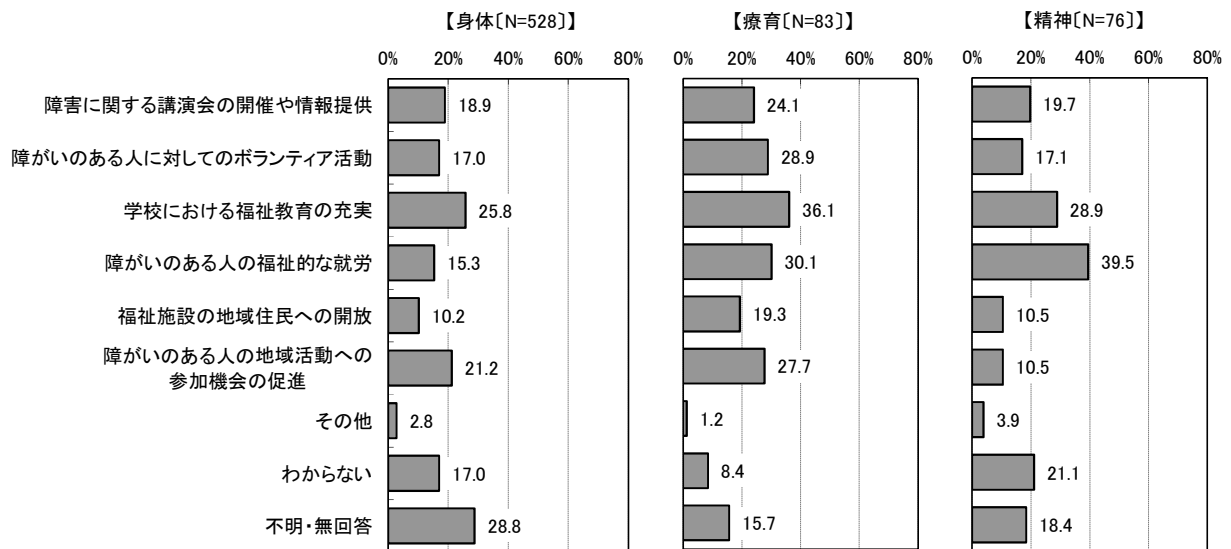
○周囲の人の「障害」や「障がいのある人」に対する理解について

周囲の人の「障害」や「障がいのある人」に対する理解が深まっているかについてみると、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者ともに「どちらともいえない」が4割以上と最も高くなっています。



○「障害」に対する町民の理解を深めるために必要だと思うことについて

「障害」に対する町民の理解を深めるために必要だと思うことについてみると、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者では「学校における福祉教育の充実」がそれぞれ25.8%、36.1%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「障がいのある人の福祉的な就労」が39.5%と最も高くなっています。



4 団体ヒアリング調査結果からみる現状

(1) 調査の概要

本計画を策定するにあたり、現場でさまざまな活動をされている団体からの意見を通じて、障がいのある人の生活状況や就労に関すること、本町で暮らすうえでの課題などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に団体ヒアリング調査を実施しました。

- 調査期間 : 平成 29 年 10 月
- 調査対象 : 町内外の障害福祉に関わる団体や社会福祉法人、民間企業などを対象に実施し、全 5 団体から回答を得ました。
- 調査方法 : 団体との直接面談形式

(2) 各事業所から出された意見

■生活支援について

主な意見
○町内に放課後等デイサービスなどの事業所があるといいと思う。今は町外の事業所を利用するというケースがほとんどで、町内で働く親は町外に子どもを迎えに行き、また町内に戻ってくるという遠回りをしていて、負担になっている。
○放課後等デイサービスは注目されており、全国や近隣自治体でも増加している。重度の障がいのある児童や医療的ケアの必要な児童に対応できる事業所は少ない。

■障害への理解について

主な意見
○障がい者だからという偏見をなくしていきたい。障がい者として社会参加・就労をするのではなく、そこに住み暮らす人として参加できるようにしたい。
○障害の理解について、年齢が上がるほど差別的になると感じる。福祉教育のように、小学校の頃から教育していくことが必要。小さい時から一緒に生活していれば、理解や考え方が違ってくると思う。
○地域で障がいのある人と地域の方々がつながるイベントを行っているものの、接し方がわからないという人も多く、地域の方々になかなか来てもらえない。
○障がいのある人とない人が地域でともに過ごせる場がないため、一緒につくっていききたい。

■雇用・就労・自立支援について

主な意見
<p>○収入の少ない利用者（就労B）は家が老朽化しても修理することができない状況である。生活の負担軽減や自立のためにも、社宅の提供を考えている。（生活拠点を確保して、自立のサポートをする）</p> <p>○収入の少ない利用者への支援として、通勤のガソリン代の補助があるとよい。</p> <p>○事業所外就労などでは、A型B型だから雇用するのではなく、人手が足りないから雇用するなど一般の人として扱ってほしい。</p> <p>○福祉型の就労サービスがないということは、町内の障がいのある人、障がいのある児童の家族にとって大変であり、不安なことだ。</p> <p>○自立にシフトしてきているが、一人で生きていくためにはやはり仕事が必要だ。町内で就労できる場所があればいいと思う。</p> <p>○精神障害のある人の職場定着率が低いことが課題。また、そういった方々が地域に埋もれていることが多く、就労支援機関につなげる仕組みづくりが必要。</p> <p>○就職してから職場に定着するためには、就職する前段階で準備が必要。地域に事業所があれば、準備をしてから就労に臨むことができる。</p> <p>○障がいのある人の居場所づくりをしている。今後は、企画・運営から障がいのある人が関わり、自立に向けた取り組みを進めたい。</p>

■相談支援について

主な意見
<p>○精神障害の場合、身体的な充実が重要であり、何かがあった時に医療や行政支援などについて相談できる場所が必要。</p> <p>○相談に来る方の悩みが複雑化していて、対応しきれないケースもあり、体制づくりが課題となっている。</p> <p>○他市町では、学校で相談支援専門員が障がい児の計画相談の説明をし、理解と協力を深めている。永平寺町でもこのような取り組みを進めるべきではないだろうか。</p> <p>○福祉と医療のどちらにも精通した相談体制が必要。</p>

■保健・医療について

主な意見
<p>○保健・医療や自分自身の健康にあまり関心がない方が多く、歯科口腔への意識が低い。金銭的な負担があるので、医療機関にはかかりたがらない。こうした保健・医療について相談する場所が少ない。</p> <p>○事業所で行っている医療的ケアについて、医療関係者などのバックアップ体制を整える必要がある。</p> <p>○保健師との連携を図り、療育が必要な方への早期介入が大切。</p>

5 障害福祉サービスの進捗状況

(1) 各目標値の達成状況

① 福祉施設から地域生活への移行促進

<目標値の考え方>

- 平成 25 年度末の施設入所者数のうち、12%以上が地域生活へ移行
- 平成 29 年度末時点の施設入所者数を、平成 25 年度末時点から4%以上削減

【平成 25 年度末現在の施設入所者数 41 人】

項目	目標		実績 見込み	達成率
	人数	割合		
地域生活移行者数	5人	12.2%	0人	0.0%
平成 29 年度末時点の施設入所者数の削減	2人	4.9%	0人	0.0%

② 地域生活支援拠点等の整備

<目標値の考え方>

- 平成 29 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備

項目	目標		実績 見込み	達成率
	数	割合		
平成 29 年度末時点の地域生活支援拠点等の数	1か所		0か所	0.0%

③ 福祉施設から一般就労への移行促進

<目標値の考え方>

- 就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者が平成 24 年度の移行実績の2倍以上

【平成 24 年度の一般就労への移行実績 1 人】

項目	目標		実績 見込み	達成率
	人数	割合		
平成 29 年度中の一般就労移行者数	2人	2倍	2人	100.0%

<目標値の考え方>

- 就労移行支援事業の利用者が平成 25 年度末における利用者数の6割以上増加

【平成 25 年度末における就労移行支援事業利用者数 7 人】

項目	目標		実績 見込み	達成率
	人数	割合		
平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数	11人	6割	3人	27.3%

(2) 訪問系サービス

「居宅介護」は、平成27年度から平成29年度にかけて、利用時間、利用者数ともに計画値を上回る実績となっています。

「重度訪問介護」の利用時間は、平成27年度から平成28年度にかけて、計画値を上回る実績となっています。利用者数は、平成27年度から平成28年度にかけては計画値通りとなっています。平成29年度では、利用時間、利用者数ともに計画値に満たない実績となっています。

「行動援護」は、平成27年度から平成29年度にかけて実績値が0となっており、利用時間、利用者数ともに計画値に満たない実績となっています。

「同行援護」は、平成27年度から平成29年度にかけて、利用時間、利用者数ともに計画値に満たない実績となっています。

「重度障害者等包括支援」の利用時間、利用者数は、平成27年度から平成29年度にかけて実績値が0となっており、平成28年度から平成29年度では計画値に満たない実績となっています。

訪問系サービスの合計値について、利用時間、利用者数ともに、平成27年度から平成29年度にかけて計画値に満たない実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
居宅介護	時間/月	307	310	340	372	358	404
	人/月	13	14	14	17	15	18
重度訪問介護	時間/月	510	571	510	629	1,020	667
	人/月	1	1	1	1	2	1
行動援護	時間/月	22	0	22	0	49	0
	人/月	1	0	1	0	2	0
同行援護	時間/月	133	57	155	52	177	55
	人/月	6	3	7	2	8	2
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	88	0	88	0
	人/月	0	0	1	0	1	0
合計	時間/月	972	938	1,115	1,053	1,692	1,126
	人/月	21	18	24	20	28	21

※平成29年度実績見込みは、平成29年度4、5、6、7月の実績を基に推計値として算出。

(3) 日中活動

「短期入所」の利用日数は、平成27年度から平成29年度にかけて計画値に満たない実績となっています。利用者数は、平成27年度は計画値通りの実績となっていますが、平成28年度、平成29年度では計画値に満たない実績となっています。

「生活介護」「自立訓練（生活訓練）」の利用日数は、平成27年度から平成29年度にかけて、計画値を上回る実績となっています。「生活介護」「自立訓練（生活訓練）」の利用者数は、平成27年度では計画値通りの実績となっており、平成28年度、平成29年度では計画値を上回る実績となっています。

「自立訓練（機能訓練）」は、平成27年度から平成29年度にかけて、利用日数、利用者数ともに実績値が0となっており、計画値に満たない実績となっています。

「就労移行支援」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」は、平成27年度から平成29年度にかけて、利用日数、利用者数ともに計画値に満たない実績となっています。

「療養介護」は、平成27年度から平成29年度にかけて計画値通りの実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
短期入所	人日/月	28	17	33	14	39	16
	人/月	5	5	6	5	7	6
生活介護	人日/月	1,251	1,253	1,272	1,322	1,294	1,367
	人/月	58	58	59	63	60	65
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	22	0	44	0	66	0
	人/月	1	0	2	0	3	0
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	30	39	45	78	60	70
	人/月	2	2	3	4	4	5
就労移行支援	人日/月	139	109	185	114	226	64
	人/月	7	6	9	5	11	3
就労継続支援A型	人日/月	532	386	541	468	561	537
	人/月	26	18	27	23	28	27
就労継続支援B型	人日/月	773	724	795	739	818	696
	人/月	39	38	40	39	41	38
療養介護	人/月	2	2	2	2	2	2

(4) 居住系サービス

「共同生活援助」の利用者は、平成27年度から平成29年度にかけて横ばいで推移しており、計画値に満たない実績となっています。

「施設入所支援」の利用者は、平成27年度から平成29年度にかけてほとんど横ばいで推移しており、平成27年度は計画値通りの実績となっていますが、平成28年度、平成29年度では計画値をやや上回る実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	24	23	25	23	26	23
施設入所支援	人/月	40	40	39	41	39	41

(5) 相談支援

「計画相談支援」の利用者数については、第4期計画策定時は1年当たりのサービス利用支援者数と継続サービス利用支援者数の合計人数を実績値として設定していましたが、第5期計画からは1か月当たりのサービス利用支援者数と継続サービス利用支援者数の合計人数を対象に改めたため、計画値と実績値に大きな開きがあります。

「計画相談支援」の利用者数は、ほとんど横ばいで推移しています。

「地域移行支援」「地域定着支援」の利用者数は、平成27年度から平成29年度にかけて実績値が0となっており、計画値に満たない実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
計画相談支援	人/月 (人/年)	(153)	24 (151)	(155)	22 (156)	(157)	24 (167)
地域移行支援	人/月	1	0	3	0	5	0
地域定着支援	人/月	1	0	3	0	5	0

※計画相談支援の実績値については、参考として年間の利用者数を()に記載しています。

(6) 地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

「理解促進研修・啓発事業」は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて実施しており、計画値通りの実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
理解促進研修・ 啓発事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

② 自発的活動支援事業

「自発的活動支援事業」は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて実施しており、計画値通りの実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
自発的活動支援事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

③ 相談支援事業

「障害者相談支援事業」は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて計画値通りの実績となっています。

「基幹相談支援センター」「基幹相談支援センター等機能強化事業」は平成 27 年度から平成 29 年度にかけて実施がなく、計画値に満たない実績となっています。

「住宅入居等支援事業」は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて実施がなく、計画値通りの実績となっております。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
相談支援事業 年間利用者数	人		438		452		480

④ 成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度利用支援事業」は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、実績値が 0 となっており、計画値に満たない実績となっています。

⑤ 意思疎通支援事業

「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」は、平成 27 年度のみ計画値を上回る実績となっており、平成 28 年度は計画値通りの実績に、平成 29 年度では計画値に満たない実績となっています。

「点訳・音訳等支援事業」は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて 0 人となっており、計画値通りの実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	件/年	4	5	5	5	5	3

⑥ 日常生活用具給付等事業

「介護・訓練支援用具」は、平成 27 年度、平成 28 年度は計画値を上回る実績となっています。

「自立生活支援用具」「在宅療養等支援用具」は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて計画値に満たない実績となっています。

「情報・意思疎通支援用具」は、平成 27 年度のみ計画値を上回る実績となっています。

「排泄管理支援用具」は、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて計画値を上回る実績となっております。

「居宅生活動作補助用具」は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、計画値に満たない実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
介護・訓練支援用具	件/年	1	5	1	3	1	1
自立生活支援用具	件/年	4	2	5	3	5	1
在宅療養等支援用具	件/年	3	2	4	3	4	0
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	4	4	1	5	3
排泄管理支援用具	件/年	375	421	422	459	476	472
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	0	2	0	3	1

⑦ 移動支援事業

移動支援事業の「個別支援型」の利用者数は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて計画値に満たない実績となっています。利用時間については、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて計画値を上回る実績となっています。また、か所数については、「個別支援型」「グループ支援型」とともに、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて計画値を上回る実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
個別支援型	人/年	5	2	6	4	7	4
	時間/年	113	123	136	263	159	228
	か所数	8	9	8	9	8	10
グループ支援型	か所数	8	9	8	9	8	10

⑧ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターの数については、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて横ばいで推移しており、計画値を上回る実績となっています。利用者数については、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、計画値に満たない実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
地域活動支援センター	か所数	1	2	1	2	1	2
	人/年	29	25	32	26	34	26

⑨ 自動車運転免許取得費助成・改造助成事業

「自動車運転免許取得費助成・改造助成事業」について、平成 27 年度は計画値通りの実績となっていますが、平成 28 年度から平成 29 年度にかけては実績値が0となっており、計画値に満たない実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
自動車運転免許取得費助成・改造助成事業	件/年	1	1	2	0	3	0

⑩ 訪問入浴サービス事業

「訪問入浴サービス事業」は、平成27年度から平成29年度にかけて横ばいで推移しており、平成27年度から平成28年度にかけて計画値を上回る実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
訪問入浴サービス事業	人/年	4	5	4	5	5	5

⑪ 日中一時支援事業

「日中一時支援事業」のか所数は、平成27年度から平成29年度にかけて横ばいで推移しています。利用者数は、平成27年度から平成28年度にかけて増加した後横ばいで推移しており、か所数・利用者数ともに、計画値に満たない実績となっています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
日中一時支援事業	か所数	8	5	8	5	8	5
	人/年	19	15	20	19	21	19

(7) 障がいのある児童への支援

「児童発達支援」の利用日数・利用者数は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、計画値に満たない実績となっています。

「児童発達支援」の利用者数は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、計画値に満たない実績となっています。

「放課後等デイサービス」の利用日数・利用者数は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、計画値を上回る実績となっています。

「保育所等訪問支援」の利用者数は、平成 27 年度では計画値通りの実績となっていますが、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて実績値が 0 となっており、計画値に満たない実績となっています。

「障害児相談支援」の利用者数については、第 4 期計画策定時は 1 年当たりの障害児福祉サービスを利用する人を計画値および実績値として設定していましたが、第 5 期計画からは、1 か月当たりのサービス利用支援者数と継続サービス利用支援者数の合計人数を対象に改めたため、計画値と実績値に大きな開きがあります。

「障害児相談支援」の計画期間中の利用者数は、ほとんど横ばいで推移しています。

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
児童発達支援	人日/月	40	26	46	31	52	11
	人/月	7	5	8	5	9	4
放課後等デイサービス	人日/月	146	155	155	171	164	180
	人/月	16	19	17	22	18	20
保育所等訪問支援※	人/月	1	1	2	0	3	0
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援※※	人/月 (人/年)	(32)	8 (26)	(33)	8 (31)	(34)	9 (28)

※平成 28 年度以降の保育所等訪問支援について、利用の実績はありましたが、年間の実績を月平均に換算すると 1 未満になるため、0 となっています。

※※障害児相談支援の実績値については、参考として年間の利用者数を () に記載しています。

6 課題の整理

国における制度改革や社会経済情勢の動向、本町における障がいのある人を取り巻く現状などを踏まえ、今後の障害福祉施策の推進にあたって次の項目に取り組むことが求められます。

課題1 とともに生きるための暮らしやすい環境づくり

障がいのある人もない人も互いに尊重し合い、支え合いながら、ともに暮らし、憩い、働き、学ぶことのできるまちづくりを進めることが求められています。

障害の有無に関わらず、地域で暮らす一人ひとりが社会の構成員として、ともに生きる社会をつくるため、障害や障がいのある人に関する正しい理解の促進、日常的に交流する機会の創出などに継続的に取り組むことが必要です。

また、障害を正しく理解するためには、小さい頃から障がいのある人とふれあうことが重要です。事業所ヒアリングの結果をみると、「障害」に対する理解を深めるために小学校や中学校で障がいのある人と交流することが欠かせないという意見があり、アンケート調査では、「学校における福祉教育の充実」が必要だという回答が多くなっています。

福祉教育を充実させることで、障害への理解を深め、支え合いながらともに生きるまちを実現していくことが重要です。

課題2 障がいのある人への差別の禁止と合理的配慮の提供

障害者差別解消法が施行され、障害を理由とした差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が求められています。

アンケート調査結果をみると、日常生活で差別を感じたことはほとんどないと回答している人が全体の4割となっています。その一方で、差別を感じたことがある、ときどき感じると答える人が3割弱となっていることから、障がいのある人に対する差別が依然として存在していることがうかがえます。

今後は教育・療養、就労・雇用、交通や建物のバリアフリー新法に基づいた建物の整備、防災、情報の提供などあらゆる分野における差別や偏見の解消に向けて、啓発活動や相談体制の整備などの取り組みを推進していくことが必要です。

課題3 ライフステージに沿った一貫した施策の展開

障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、自分らしい生活を送れるよう、乳幼児期から高齢期に至るまでの各ライフステージに応じた一貫した支援体制を整備することが求められています。

支援体制を整備するにあたり、個々のライフステージに応じた課題を含む多様な生活ニーズに対応するため、保健・医療・福祉などの関係機関が連携して課題の解決を図り、利用者が望む生活の実現を支援していくことが必要です。

アンケート調査結果をみると、障がいのある人の雇用・就業に必要なこととして、就職後も障がいのある人が長く仕事を続けられるように支援するという回答が多くなっています。職場や仕事に対する悩み相談を通じて、課題を明らかにし、職場への定着を支えるといった就職後の支援の充実が求められています。

働くことを通じて経済的な自立や生きがいがいづくりにつなげるとともに、一人ひとりがもつ能力を発揮することができるよう、働く場や活動の場の充実を図ることが必要です。

課題4 地域における自立生活を支えるための仕組みづくり

地域で暮らしている人やこれまで入所・入院を続けてきた人が地域に生活の場を移そうとする場合を含め、障がいのある人が自ら住みたい場所で当たり前の生活を送ることのできる仕組みを整えることが求められています。

障がいのある人が地域でその人らしく自立した生活を送れるよう、より身近な地域でのサービス提供体制、相談支援体制および健康づくりの充実を図ることが必要です。

支援制度やサービスの充実だけでなく、文化芸術活動やスポーツなど各種活動への参加機会の充実を通じ、障がいのある人の自立を促すための生きがいづくりや自己実現に向けた環境づくりを進めることも重要です。

課題5 地域で安心して暮らせる安全な環境づくり

あらゆる人々が生活や移動に不自由を感じることなく、また身の危険を感じることなく暮らせる環境づくりが求められています。

アンケート調査結果をみると、一人の時に助けてくれる人が近所にいると回答している人は2割台後半に止まっており、災害時の避難が課題となっています。

日常や緊急時において安心・安全が確保されるよう、防災対策や防犯対策、交通・移動対策などの取り組みを推進することが求められています。